

総務文教常任委員会報告

令和5年3月22日

ただ今から、総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

令和5年3月17日午後1時30分から美浜町議会全員協議会室で、委員7名及び議長の出席のもとに本委員会を開催し、3月9日に本委員会に付託されました議案6件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、教育長、総務課長、税務課長、教育委員会事務局長及び総務課参事の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

はじめに 議案の説明は、去る3月9日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますのでただちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

議案第22号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：現行の保険税算定方式である資産割の保険税率が24%から18%と6%引き下げられたが、保険税の町民負担が減るのか。

回答：保険税率の引き下げによって、町の国保税全体で300万円の負担軽減を見込んでおり、対象の1195世帯の内、717世帯の保険税が安くなると考えている。

質疑：改正内容には令和8年度までに資産割を廃止するとなっているが、毎年税率を引き下げて令和8年度には0%になると考えればよいのか。

回答：資産割の廃止については、令和2年度から45%あったものを30%に、それから、計画的に6%ずつ減らして令和8年度に0%する計画である。

議案第27号 美浜町個人情報保護法施行条例の制定について

質疑：今回、個人情報保護に関する法律の改正により現行の美浜町個人情報保護条例が廃止される。現行条例は、自治体独自の個人情報の保護措置が認められたが、個人情報保護法施行条例に改正されると国の法律より厳しい規定を定めることが出来なくなるという指摘があるがどう考えているのか。

回答：今までの個人情報保護条例は、町独自の条例であり、元々国の個人情報保護に準じて規定していた。今回、法律に基づいての管理になるが、特段、法が緩やかになるなど個人情報の面で、適正に扱われなくなるようなことはない。

質疑：法改正の問題点として、国の法律に自治体の条例を踏まえて共通ルールを定めるのではなく、国のルールを自治体に押し付けるための法改正という指摘がある。また、国や自治体を持つ膨大な個人情報データを企業に開放

して利用しやすくすることが目的となっている。

地方自治体によっては、個人情報保護の低下や事務的な負担増加が心配されている。美浜町では心配はないのか。

回答：今回の法律の改正に伴う個人情報のデータの活用について、企業への開放は当面ないと考えている。また、事務的な手続きが簡素化された部分もあるため、今後データの流出等を発生させないように注意していきたい。

議案第28号 美浜町個人情報保護審査会条例の制定について

質疑：美浜町の個人情報保護条例は廃止されるわけだが、現行の附属機関の名称や構成、役割もこの条例の内容と同じものになるのか。

回答：今回の個人情報保護条例の廃止に伴い、これまでの審査会が廃止となったことから、新たに審査会条例を制定した。内容、構成メンバーについてもこれまでの審査会と変更はない。また、審査請求といった諮問を受けての調査等の変更もない。

議案第29号 美浜町給食センター施設等維持補修基金条例の制定について

質疑：基金を積み上げる目的として、給食センター施設設備等の維持補修及び運営に必要な備品等の更新に資金を積み立てるとあるが、基金の使い道は何か。

回答：令和5年度については、残菜を処理するシステムに基金を充当し、それ以降に関しては、空調の換気設備やLED化などに基金の充当を考えている。

質疑：今後、ますます児童数の減少が想定されるが、給食センターの運営について食品ロス等の問題も含めて検討するべきではないか。

回答：令和5年度の見込みとして、給食センターで調理する給食数は約700人分を想定している。今後については、変化する児童数をしっかり見極めながら、設備更新の計画をしていく。

議案第30号 地域愛を育むひとづくり推進基金条例の制定について

質疑：基金を積み上げる目的として、地域愛を育み、自らを高め、夢を実現するひとづくりに資することを目的とした教育施策の推進並びにその施策に関わる町内の教育施設の整備及び改修等に必要な資金を積み立てるとあるが、運動公園の改修工事は目的に合っているのか。

回答：今回の基金条例については、総合振興計画、教育大綱、教育振興計画を勘案しながら条例化したもので、運動公園も生涯スポーツの振興という観点でいくと、教育大綱に該当し、目的に合うものと考えている。

質疑：積み上げた基金の使い道として、運動公園の改修工事以外に具体的な計画がないということだが、基金条例を制定するならば、長期的な計画を立てるべきではないか。

回答：今回の基金の使い道としてはハード面の整備だが、今後についてはハード・ソフト両面で計画を立てていきたい。

議案第32号 敦賀市と美浜町間の学齢児童及び学齢生徒に係る教育委員会の権限に属する事務の委託の廃止に関する協議について

質疑：白木地区から直接敦賀市へ抜ける道が完成し、敦賀市への通学が可能となり、本条例の必要がなくなったことは理解できるが、白木地区から同意は得られているのか。

回答：敦賀市の教育委員会が白木地区と調整した上でのことで、今回の事務委託規約の廃止については、区長と保護者の方も同意されている。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

議案第22号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第27号 美浜町個人情報保護法施行条例の制定について

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第28号 美浜町個人情報保護審査会条例の制定について

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第29号 美浜町給食センター施設等維持補修基金条例の制定について

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第30号 地域愛を育むひとづくり推進基金条例の制定について

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第 3 2 号 敦賀市と美浜町との学齡児童及び学齡生徒に係る教育委員会の権限に属する事務の委託の廃止に関する協議については、全員賛成をもって承認することに決しました。

上記のとおり協議を終了し、午後 2 時 0 4 分本委員会を閉会いたしました。以上をもって、総務文教常任委員会の委員長報告を終わります。